

三重県地方卸売市場 指定管理事業計画書の要旨

| | | | | | | |
|------------------------------|------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 申請者名 | | みえ中央市場マネジメント株式会社 | | | | |
| 1 管理運営方針 | | 第一期、第二期指定管理で習得した多くの現場ノウハウの活用や、関係法令をはじめ各種の処理要領、取扱基準、社内規定等を遵守することによって、顧客満足度の高い取組みと公平・公正な市場運営を行います。また、「主体的に行動し、社会に信頼され、親しまれる市場」を関係事業者とともに創っていきます。 | | | | |
| 2 管理業務に関する計画 | | 市場は、県民への生鮮食料品の安定供給基地としての重要な役割を有しており、この役割が一時も損なわれることなく十分に発揮されるよう、培ってきた経験や危機管理マニュアルに基づいて、施設の的確な管理等を引き続き行っていきます。 | | | | |
| 3 市場運營業務に関する計画 | | <p>市場の効用を最大限に発揮させ、市場関係事業者の満足度の一層の向上と、生鮮食料品の安定的な供給による県民サービスの向上、県民の皆さんとの交流機会の拡大による親しまれる市場づくりを行っていきます。</p> <p>市場取扱高の長期減少傾向に歯止めをかける活動に、微力ですが取り組みます。</p> | | | | |
| 4 提案型事業の計画 | | <p>(1) 取組、提案概要</p> <p>① 市民向け公開講座等の開催 年間12回以上</p> <p>② 市場からのごみ排出量を1,000 t以下に維持します。</p> <p>③ 売買参加者の新規登録者数を年間2者以上とします。</p> <p>(2) 期待される効果の概要</p> <p>① 市民にとって閉ざされた空間である卸売市場が開かれたものになり、生鮮食料品の消費拡大につながります。</p> <p>② ごみ減量を維持することにより、場内事業者の負担軽減につながります。さらに地球環境への負荷を軽減できます。</p> <p>③ 新規売買参加者が、僅かですが、増加します。さらに、市場取扱高が僅かに増加します。</p> | | | | |
| 5 組織及び人員 | | 常務(常勤)1名、総務・精算事業課(4名) 業務課(3名)、協力会事務局(2名) 合計10名 | | | | |
| 収支計画 (千円) (管理運営 部門) | 年度 | 31年度 (2019) | 32年度 (2020) | 33年度 (2021) | 34年度 (2022) | 35年度 (2023) |
| | 収入合計 | 198,300 | 196,000 | 195,200 | 194,200 | 193,200 |
| | 支出合計 | 187,500 | 186,000 | 185,500 | 185,000 | 184,500 |
| | 差引き | 10,800 | 10,000 | 9,700 | 9,200 | 8,700 |

三重県地方卸売市場指定管理者審査基準・配点表（概略版）

- ① 審査基準は、以下の5項目で、審査基準ごとの審査項目は次表のとおりです。
- ② 配点は、以下のとおりで、140点を満点として評価し、点数は正の整数とします。
- ③ 審査した委員の過半数以上が総満点数の60%以上の合計点数となった申請者の中から選定します。ただし、審査した委員の過半数以上が1点とした同一の審査内容が3件以上あった場合は、選定対象としません。
- ④ ③の応募者の中から最高点の応募者を指定管理者候補として選定します。

審査基準1 事業計画の内容が、市場関係事業者の平等な利用を確保することができるものであること

（県市場条例第6条2項）

24点

| 審査項目 | 配点 |
|------------|-----|
| 管理に対する基本方針 | 12点 |
| 公平、公正な利用 | 4点 |
| 企業の社会的責任 | 8点 |

審査基準2 事業計画の内容が、市場の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

（県市場条例第6条3項）

28点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------|----|
| 施設等の基本的な維持管理 | 4点 |
| 市場関係事業者の安全確保方策 | 8点 |
| 危機管理体制や緊急時の対応 | 8点 |
| 個人情報や企業情報の保護への対応 | 8点 |

審査基準3 事業計画の内容が、市場の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること（県市場条例第6条1項）

52点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------------|-----|
| 基本的な業務の実施 | 12点 |
| 利用者の声を活かしたサービス向上に向けた取組 | 20点 |
| 独自の目標・提案の取組 | 16点 |
| 市場の効用発揮 | 4点 |

審査基準4 事業計画の内容が、市場の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

(県市場条例第6条4項)

12点

| 審査項目 | 配点 |
|-------|-----|
| 収支計画等 | 12点 |

審査基準5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること(県市場条例第6条5項)

24点

| 審査項目 | 配点 |
|------------------|----|
| 人材・人員の確保 | 4点 |
| 組織体制、勤務体制、チェック体制 | 8点 |
| 人材育成方針、研修計画 | 8点 |
| 財政的基礎 | 4点 |

販売拡大戦略の位置付け

東京2020大会組織委員会が平成30年3月末に策定した「東京2020大会 飲食提供に係る基本戦略」をふまえ、平成32（2020）年度まで「東京オリパラ三重県農林水産協議会」が推進する戦略として、現状と課題、東京2020大会後のめざす姿を示した上で、東京2020大会をマイルストーンとして、①誰に、②何を、③どのようにプロモーションして販売先を開拓するのか、また、その販売先に対して①何を、②どれだけ生産し、③どのように加工・流通させるのかの基本的な考え方と取組内容等を示すものである。

伊勢志摩サミットで県産農林水産品を提供し、取引量や価格の増大につながる非常に高い評価を得た県内関係者の皆さんが、次の舞台である東京2020大会でその経験を大いに生かし、レガシーを次世代へ継承できるよう、本戦略に基づく取組を着実に推進していく。

東京2020大会が三重県にもたらす問題と課題

来る東京2020大会を契機に、本県においても県産農林水産品のプロモーションや生産・加工・流通体制の整備等に取り組まなければ、県産農林水産品の国内外への展開は他都道府県より大きく出遅れるとともに、東京2020大会に関するレガシーを次世代に継承することができなくなる。この問題の解決に向けて、次の3点に課題を整理する。

- (1) 東京2020大会の選手村や大会会場等で飲食が提供される機会を生かす
- (2) 首都圏のホテル等で飲食が提供される機会を生かす
- (3) 東京2020大会関連イベント等の事前イベントでのPRの機会を生かす

取組の基本的な方向性

①誰に、 ※食材・食品に関する販売先のうち、重点的にプロモーションを行う販売先のみ記載しています。

| 飲食の提供機会 | 飲食提供場所 | 食材・食品の販売先（ターゲット） |
|----------------|-----------------------|--------------------------|
| プレスツアー及び大会期間中 | 選手村、IBC/MPC、競技会場、練習会場 | ケータリング事業者 既存の競技会場の事業者 |
| | 宿泊施設 | 首都圏等のホテル |
| | ホスピタリティーセンター | 東京2020大会スポンサー |
| 東京2020大会関連イベント | イベント会場 | 首都圏等のホテル |
| 各国のパーティ | パーティ会場 | 首都圏等のホテル |

②何を、③どのようにプロモーションして販売先を開拓するのか

| ターゲット | 売り込む農林水産品 | プロモーションの手法 |
|--------------------------|--|--|
| ケータリング事業者 既存の競技会場の事業者 | GAP等認証取得のうち、大会期間中（7～9月）に提供可能な食材。特に、農福連携や有機農業生産物等の東京2020大会推奨食材。 | ケータリング事業者等を対象とした県産品披露レセプション、県内生産地見学や商談会 など |
| 首都圏等のホテル | 上記に加え、ストーリーのある食材・食品、伝統野菜・伝統果実、水産物、畜産物、三重ブランド認定品等の「三重県ならではの」食材・食品 | 三重県フェアを希望するホテル等を対象とした個別プロモーション など |
| 東京2020大会スポンサー | | 東京2020大会スポンサーのノウハウと県産品を活用したメニュー開発 など |

上記販売先に対して、①何を、②どれだけ生産し、③どのように加工・流通させるのか

各販売先に提供する食材・食品を、農林水産等の分野ごとに、品目、取引・出荷形態、加工形態等を整理（概要P.2参照）。また、首都圏への流通ルートを確認するとともに、コストを削減するため、商流と物流の一元化など効率的な流通の実現をめざす。

めざす姿

東京2020大会のあらゆる場面で選ばれる県産農林水産品をめざす。

＜三重県での形成が期待される主なレガシー＞

- ①県産農林水産品の首都圏における販路
- ②GAP等の第三者認証取得による生産体制の国際化
- ③首都圏に向けたフードチェーンの構築
- ④農水等の異分野や生産・加工・流通・販売の各段階の関係者によるネットワークの構築

世界で選ばれるみえの農林水産品

取組内容

①プロモーション関係、②農産関係、③畜産関係、④水産関係、⑤食品・加工・流通関係ごとに、現状と課題、対応方針（レガシーにつなげるための方針）、レガシーの形成にむけた数値目標、推進体制、具体的な取組内容を記載。

○レガシー形成に向けた主な数値目標

| 分野等 | 主な目標項目 | 年度 | 目標値 |
|-----------|---|-----------|--------|
| ①プロモーション | 首都圏等における三重県産農林水産品の新規取引件数 | 2018～2020 | 累計300件 |
| | 首都圏のホテル等での三重県フェアの開催件数 | 2018～2020 | 累計15件 |
| | 東京2020大会スポンサーとの連携による県内外における三重県産農林水産品のPR件数 | 2018～2020 | 累計48件 |
| ②農産 | 農業経営体・産地における農産物のGAP認証取得数 | 2019末 | 70件 |
| | うち福祉事業所における農産物のGAP認証取得数 | 2019末 | 7件 |
| ③畜産 | JGAP家畜・畜産物認証取得数 | 2019末 | 6農場 |
| ④水産 | 県内養殖漁業産出額のうち、養殖エコラベル認証を取得したものが占める割合 | 2020末 | 45% |
| ⑤食品・加工・流通 | 首都圏に向けたフードチェーンの構築数 | 2020末 | 1件 |
| | 首都圏に向けたフードチェーン構築に向けた取組に参加する事業者数 | 2020末 | 5者 |

販売拡大戦略の推進にあたって

それぞれの取組項目の進捗状況について、定期的に関催される東京オリパラ三重県農林水産協議会の全体会や三重県2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部会議にてフォローアップを行うとともに、必要に応じてリバイスを行う。

ケータリング事業者、既存の競技会場の事業者への販売をめざす主な食材①

GAP、AEL認証を取得した又は取得予定である次の食材の提供をめざす。

①農産物

※あくまでも戦略策定時の主な品目を掲載しています。

| 品目 | 認証農場 GAPの版等 | 年間 出荷量(t) | 取引・出荷 形態 | 7~9月の 加工形態 | 東京2020大会 推奨事項 |
|------------|----------------------------|--------------|-------------|---------------|------------------|
| 1 結びの神(精米) | ASIAGAP穀物Ver.1 JGAP | 40.00 | 農協 | | |
| 2 茶 | ASIAGAP茶Ver.1 JGAP茶2012 | 400.00 | 契約取引 | | |
| 3 なばな | GLOBALG. A. P. 取得予定 | 1.75 | 契約取引 | 冷凍加工品 | 農福連携 |
| 4 トマト | GLOBALG. A. P. JGAP | 5.00 | 契約取引 | | 農福連携 |
| 5 アスパラガス | JGAP取得予定 | 5.00 | 契約取引 | | |
| 6 青ねぎ(葉ねぎ) | JGAP取得予定 | 200.00 | 契約取引 | | |
| 7 いちご | JGAP取得予定 | 12.00 | 契約取引 | 冷凍加工品 | 農福連携 |
| 8 かぼちゃ | JGAP取得予定 | 10.00 | 農協 | | |
| 9 こまつな | JGAP青果物2010 | 0.02 | 契約取引 | | |
| 10 ほうれんそう | JGAP青果物2010 | - | 契約取引 | | |
| 11 リーフレタス | ASIAGAP青果物 Ver.1 | 30.00 | 卸・仲卸 出荷 | | 農福連携 |
| 12 キャベツ | ASIAGAP青果物 Ver.1 | 24.00 | 農協 | | 農福連携 |
| 13 かんきつ | ASIAGAP青果物 Ver.1 | 100.00 | 契約取引 | ジュース 加工可能 | 有機農業 |

②畜産物

| 品目 | 認証農場 GAPの版等 | 年間 出荷量 (頭・羽) | 取引・出荷 形態 | 7~9月の 加工形態 | 東京2020大会 推奨事項 |
|---------------|------------------------|--------------------|-------------|---------------|------------------|
| 1 松阪牛 | JGAP家畜・畜産物 | 1,193 | 契約取引 | カット加工 可能 | |
| 2 伊賀牛 | JGAP取得予定 | 180 | 契約取引 | カット加工 可能 | |
| 3 みえ黒毛和牛 | JGAP取得予定 | 280 | 契約取引 | カット加工 可能 | |
| 4 美熊野牛 | JGAP取得予定 | 100 | 契約取引 | カット加工 可能 | |
| 5 心から ありが豚 | JGAP取得予定 | 6,000 | 契約取引 | カット加工 可能 | |
| 6 熊野地鶏 | GAP取得チャレンジ システム登録予定 | 24,000 | 契約取引 | カット加工 可能 | |

ケータリング事業者、既存の競技会場の事業者への販売をめざす主な食材②

③水産物

| 品目 | 認証農場 GAPの版等 | 年間 出荷量(t) | 取引・出荷 形態 | 7~9月の 加工形態 | 東京2020 大会推奨事項 |
|-----------------|----------------|--------------|-------------|-----------------|------------------|
| 1 伊勢まだい | AEL | 750.00 | 市場取引 | フィーレ 加工可能 | |
| 2 伊勢まぐろ | AEL | 350.00 | 市場取引 | ロイン加工 可能(冷凍) | |
| 3 みえまぐろ | AEL | 80.00 | 市場取引 | GG加工 (冷蔵) | |
| 4 三重県産 養殖マハタ | AEL取得予定 | 80.00 | 市場取引 | 要相談 | |
| 5 あおさのり | AEL取得予定 | 500.00 | 契約取引 | 乾燥パック (冷凍) | |

首都圏等のホテル、東京2020大会スポンサーへの販売をめざす主な食材

ケータリング事業者、既存の競技会場の事業者への販売をめざす主な食材(いちごを除く。)に加え、次のみえの伝統野菜・伝統果実、三重ブランド等の提供をめざす。

①農産物

※あくまでも戦略策定時の主な品目を掲載しています。

| 品目 | 出荷可能 時期 | 取引・出荷 形態 | 加工形態 | 推奨事項 | 備考 |
|----------------|-----------------|-------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 1 伊賀米コシヒカリ(精米) | 通年 | 農協 | | みえ セレクション | |
| 2 松阪赤菜 | 11月~ 3月上旬 | 契約取引 | 酢漬け・ 塩漬け等あり | みえの 伝統野菜 | 加工品は通年提 供可能 |
| 3 芸濃ずいき | 6月~8月 | 農協 | | みえの 伝統野菜 | |
| 4 伊勢いも | 11月~1月 | 農協 | 冷凍加工品 あり | みえの 伝統野菜 | 冷凍加工品は 通年提供可能 |
| 5 モロヘイヤ | 5月~9月 | 農協 | | 東京2020 大会時の旬 | JA全農みえの 販売強化品目 |
| 6 オクラ | 7月~10月 | 農協 | | 東京2020 大会時の旬 | JA全農みえの 販売強化品目 |
| 7 五カ所小梅 | 5月下旬 | 農協 | | みえの 伝統果実 | |
| 8 蓮台寺柿 | 9月下旬~ 11月中旬 | 農協 | | みえの 伝統果実 | |
| 9 前川次郎柿 | 10月中旬~ 12月上旬 | 農協 | | みえの 伝統果実 | |
| 10 伊勢たくあん | 通年 | 契約取引 | | 三重ブランド | |

②林産物

| 品目 | 出荷可能 時期 | 取引・出荷 形態 | 加工形態 | 推奨事項 | 備考 |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 1 みえジビエ | 通年 | 契約取引 | カット加工 可能 | みえジビエ 登録 | 訪日外国人向け |

③水産物

| 品目 | 出荷可能 時期 | 取引・出荷 形態 | 加工形態 | 推奨事項 | 備考 |
|--------|------------|-------------|-------|--------|----|
| 1 伊勢えび | 通年 | 契約取引 | 生鮮・冷凍 | 三重ブランド | |
| 2 あわび | 通年 | 契約取引 | 生鮮・冷凍 | 三重ブランド | |
| 3 ひじき | 通年 | 契約取引 | | 三重ブランド | |

(新)三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル改定の概要

改定の必要性

平成27年度に県全域でのツキノワグマへの対応のためマニュアルを策定。

- その後も ◇ より人里に近い場所でのクマの目撃や錯誤捕獲が増加している。
- ◇ 獣害対策に取り組む集落が増加するとともに、わなによる捕獲が増え、**錯誤捕獲の発生する可能性が高まっている。**
 - ◇ 多くの市町において、**具体的な放獣場所の選定に苦慮している。**

改定のポイント

1. ツキノワグマの生態等の理解促進

ツキノワグマに対する地元住民の正しい理解を深めるため、また、ツキノワグマとの不測の遭遇を避けるため、**ツキノワグマの生態や特徴等を広く普及啓発すること**を追記。

2. ツキノワグマの出没時の対処方法・錯誤捕獲時の対処方法

(1)地域設定：人とクマとの棲み分けを図るため、**地域区分を明記。**

| 地域区分 | 定義 |
|---------|---|
| 生息・保護地域 | 人の活動がほとんどなく、ツキノワグマが生息する地域。集落から概ね2km以上離れた森林。 |
| 緩衝地域 | 人の生活圏とツキノワグマの生息域の間の地域。 |
| 被害防止地域 | 人の生活圏。人の活動が活発で、クマが本来生息していない地域。集落、集落周辺の田畑、生活道路から概ね500m以内の地域。 |

(2)対処方法

①出没時

放獣場所については、**年度当初に運搬経路を含めた現地状況の確認や、公有地を含めて幅広く検討すること**を追記。

②錯誤捕獲時

錯誤捕獲されたクマは、現行どおり、原則、錯誤捕獲された市町内において、集落から2km以上離れた人家、農地等がない森林に放獣することとするが、**早急な対応を行うため、地域毎の対応を明記。**

| 地域区分 | 対処方法 | |
|---------|--------------|--|
| | ①出没時 | ②錯誤捕獲時 |
| 生息・保護地域 | 注意喚起 | 集落から概ね2km以上離れており、人の活動がほとんどなくクマが生息する地域であるため、錯誤捕獲された場所で放獣する。 |
| 緩衝地域 | 注意喚起、誘引物の除去等 | 県と市町で選定した場所へ放獣する。 |
| 被害防止地域 | 捕獲許可による対応が可能 | 県と市町で選定した場所へ放獣する。ただし、住民の安全・安心が確保できないと認められる場合は、必要に応じて捕獲許可により殺処分できる。 |

(3)緊急時の対応(錯誤捕獲時)：**緊急時の対応を明記。**

錯誤捕獲された状態や放獣に向けた作業過程において、人の安全確保に万全を期することが困難な場合は、必要に応じて 捕獲許可により殺処分できるものとする。

3. ツキノワグマの錯誤捕獲防止等対策

農業従事者が自衛のためにわなを農地周辺に設置する割合が増加しており、ツキノワグマの人里周辺への出没による錯誤捕獲が発生する可能性が高まっていることから、**錯誤捕獲リスクの減少を図るため予防対策を追記。**

- ① 県内全域を対象に、くくりわなの設置基準(**輪の直径12cm以下に限る**)を強化。
- ② 箱わな設置に係る注意事項(**クマを誘引しにくい餌の推奨等**)を明記。
- ③ わなの適切な管理について明記。

第1 三重の森林づくり基本計画改定の考え方

1 計画改定の趣旨

平成24年の改定から7年が経過する中で、この間大きく変化した森林・林業を取り巻く状況をふまえ、今後、県民や市町、林業事業者等が一丸となって三重の森林づくりに取り組むにあたって、県としての基本的な方向性を改めて示すもの。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

森林・林業を取り巻く主な社会情勢の変化は次のとおり。

- ・木材需要を巡る状況の変化
- ・間伐実施面積の減少
- ・森林の所有者・境界の不明化の進行
- ・みえ森と縁の県民税の導入
- ・水源地域の保全に向けた新たな条例の制定
- ・森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設
- ・森林経営管理法の制定
- ・持続的な森林・林業経営を担う人づくりの機運の高まり
- ・森林環境教育・木育の推進

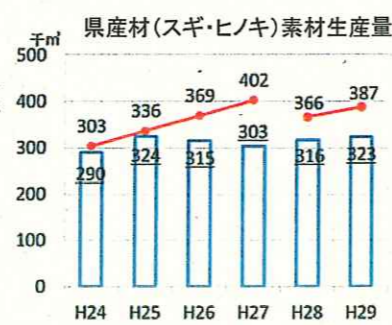


3 これまでの取組の成果と課題（H29まで）

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

間伐実施面積 83,686ha/95,200ha ⇒ 未達成

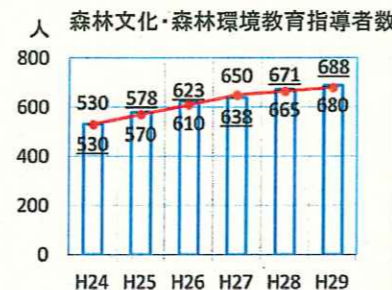
・既存事業の財源確保が厳しい中、森林環境譲与税（仮称）を財源とする新たな森林管理システムの円滑な実施を通じ、計画的に森林整備を進める必要



【基本方針2 林業の持続的発展】

県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量 323千m³/387千m³ ⇒ 未達成

・再造林が可能な林業とするため、堅調なB・C材需要に対する安定供給体制を引き続き確保するとともに、川下も含めた連携体制の構築等を通じ、競争力を強化することにより、A材市場を獲得することが重要



【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

森林文化・森林環境教育指導者数 688人/680人 ⇒ 達成

森林環境教育活動回数 2,233回/2,200回 ⇒ 達成

・引き続き指導者を養成するとともに、指導者、活動団体、学校などをつなぐコーディネート機能を充実させていく必要



【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

森林づくり参加者数 33,005人/32,000人 ⇒ 達成

・引き続き、イベントの開催等を通じ、県民が森林の現状や課題を認識し、森林の保全・管理等に積極的に関与できる環境を整備する必要



第2 基本方針

1 条例の基本理念

三重の森林づくり条例で規定する、森林づくりに関する施策に係る基本理念である、「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「県民の参画」については新たな計画でも継承。

2 基本方針と目標 裏面のとおりに

第3 基本施策 第4 具体的な施策

森林・林業のあるべき姿

本計画では、三重のもりづくりを進めていくうえで、長期的な森林・林業のあるべき姿を描き、そこに向かって必要となる施策を効果的に実施していくこととします。

(1) 森林のあるべき姿

- ① 森林の資源活用と公益的機能が調和している
- ② 県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている

(2) 林業のあるべき姿

- ① 林業が誇りある産業として、地域を支えている
- ② 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている
- ③ 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している
- ④ 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

※「構造の豊かな森林」とは

- ✓人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ✓若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ✓高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ✓これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり

- ①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病虫害対策および森林災害対策の着実な実施
- ④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公有林化等による公的管理
- ④森林の公益的機能発揮に向けての研究

基本施策2-(1)林業および木材産業等の振興

- ①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④多様な収入源の創出 ⑤特用林産物の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ①県産材の需要の拡大（輸出・新分野開拓含む） ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建設における木材利用の推進
- ④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑥新製品・新用途の研究・開発の促進

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ①森林の文化的価値の保全および活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備および保全の促進 ④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林環境教育・木育の振興

- ①森林環境教育・木育に関わる「人づくり」 ②森林環境教育・木育に関わる「場づくり」
- ③森林環境教育・木育に関わる「仕組みづくり」

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

- ①森林づくり活動への県民参加の促進 ②緑化活動の促進

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

基本施策4-(3)三重のもりづくりの意識の醸成

- ①三重のもりづくり月間の取組

第5 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けて実施します。 裏面のとおりに

- ①緑の循環推進プロジェクト ③次世代型森林情報活用プロジェクト ⑤A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト
- ②災害に強い森林づくりプロジェクト ④森林・林業を担う人づくりプロジェクト ⑥森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

三重の森林づくり基本計画（改定）中間案（概要）（計画期間：平成31～40年度：10年間）

基本方針と目標

重点プロジェクト

基本方針1

森林の多面的機能の発揮

| 基本施策 | 成果指標 | 単位 | 現状H29 (2017) | H40 (2028) |
|------------------|-----------------|---------|---------------------|---------------|
| 「構造の豊かな森林」づくり | 公益的機能増進森林整備面積 | ha (累計) | 1,540 (参考：H29単年) | 30,300 |
| 県民の命と暮らしを守る森林づくり | 山地災害危険地区整備着手地区数 | 地区 (累計) | 2,142 | 2,359 |
| | 新植地の被害率 (獣害) | % (箇所) | 20.3 | 0 |
| 森林づくりを推進する体制の強化 | 森林境界明確化面積 | ha (累計) | 25,000 | 60,000 |

基本方針3

森林文化及び森林環境教育の振興

| 基本施策 | 成果指標 | 単位 | 現状H29 (2017) | H40 (2028) |
|--------------|----------------------|------|-----------------|---------------|
| 森林文化の振興 | 森林文化・自然体験施設等の利用者数 | 千人 | 1,426 | 1,613 |
| 森林環境教育・木育の振興 | 森林環境教育支援市町数 | 市町 | 8 | 29 |
| | 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数 | 人・団体 | 102 | 300 |

基本方針2

林業の持続的発展

| 基本施策 | 成果指標 | 単位 | 現状H29 (2017) | H40 (2028) |
|----------------------|--------------|-----------------|------------------|---------------|
| 林業及び木材産業等の振興 | 県産材素材生産量 | 千m ³ | 336 | 430 |
| 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり | 林業人材育成人数 | 人 (累計) | 39 (参考：H29単年) | 645 |
| 県産材の利用の促進 | 製材・合板需要の県産材率 | % | 46.6 | 60.0 |

基本方針4

森林づくりへの県民参画の推進

| 基本施策 | 成果指標 | 単位 | 現状H29 (2017) | H40 (2028) |
|-----------------------|----------------------|--------|-----------------|---------------|
| 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進 | 森林づくり活動への参加団体数 | 団体 | 114 | 124 |
| 木づかいの促進 | 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 | 者 (累計) | - | 80 |
| 三重のもりづくりの意識の醸成 | 三重の森林づくりへの関心度 | % | - | 50.0 |

①緑の循環推進プロジェクト

| 現状と課題 | 取組手法 | 成果指標 (H35) |
|---|--|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 森林資源の充実 木材需要増に伴う主伐の増加 確実な再造林等による更新と獣害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ●確実な森林の更新と的確な獣害対策 ・市町と連携した伐採状況確認や更新状況把握 ・森林所有者等が森林の更新のために行う獣害防護柵設置への支援 ・ICT等を用いたニホンジカ捕獲のモデル実施と効果検証 ・一貫作業システムやコンテナ苗等のモデル導入とその普及 | 皆伐後の更新率 100% |

②災害に強い森林づくりプロジェクト

| 現状と課題 | 取組手法 | 成果指標 (H35) |
|---|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 台風や集中豪雨等で森林が崩壊し、流出した土砂や流木による被害が頻発 取組を拡充・強化し、災害に強い森林づくりをより一層進める必要 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害に強い森林づくりの拡充・強化 ・渓流部において、流木が発生した場合にもその流下を緩和軽減する「災害緩衝林」の整備や効果検証、必要に応じて流木捕捉式ダム等の設置検討 ・流域における防災機能強化のため、「災害緩衝林」の隣接地などで崩壊による土砂流出の危険性が高い森林の整備 ・豪雨等によって流出する恐れのある異常に堆積した土砂や流木の除去 | 災害緩衝林整備事業実施数 150箇所 (累計) |

③次世代型森林情報活用プロジェクト

| 現状と課題 | 取組手法 | 成果指標 (H35) |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理法に基づき、市町が「新たな森林管理システム」を運用 (H31.4～) 効率的、効果的な運用に当たっては、森林資源情報の把握が有効 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林資源情報の把握と活用 ・航空レーザ測量を実施し、その解析結果を森林クラウドに搭載 ・森林クラウドに参画する市町や林業事業者へのスムーズな森林資源情報の提供と有効活用 <p>活用例 未整備森林の抽出、流木の発生量・発生個所予測、地形情報による危険地評価、森林の適地評価、伐採跡地の抽出、林相情報等を用いた森林境界明確化作業の効率化、木材生産計画の策定、資源量や地形情報を考慮した路網計画策定など</p> | 航空レーザ測量面積 1,200km ² (累計) (12万ha) |

④森林・林業を担う人づくりプロジェクト

| 現状と課題 | 取組手法 | 成果指標 (H35) |
|--|--|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> みえ森林・林業アカデミーを平成31年4月に本格開講 次代の森林・林業と地域を担う人材育成の場としての定着が急務 | <ul style="list-style-type: none"> ●みえ森林・林業アカデミーにおける人材育成 ・既就業者を対象とした3つのコース 「ディレクター育成コース」「マネージャー育成コース」「プレーヤー育成コース」を設置 ・森林経営管理法への対応など、ますます役割が重要となる市町職員を対象とした「市町職員講座」の設置 ・林業に関心のある方を対象とした「林業体験講座」の設置 | みえ森林・林業アカデミー受講者数 120人 (累計) |

⑤A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト

| 現状と課題 | 取組手法 | 成果指標 (H35) |
|---|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 今後、住宅着工戸数の減少が予測される一方、建築基準法の改正や森林環境譲与税(仮称)の導入等を背景として、今後拡大が見込まれる中・大規模の非住宅分野等での新たな需要を獲得するため、安定供給体制の整備や品質向上などによる競争力強化が必須 輸出チャンスの拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ●川上から川下に至る木材流通システム改革 ・大型製材工場等へのA材の計画的かつ大ロットの供給に向け、産学官が連携して研究を進め、ICTで川上から川下を繋ぐ原木流通システムの構築を促進 ・首都圏を中心とする大都市圏での木造・木質化の需要に対し、競争力を持った供給・営業体制を構築するため、検討会の開催等を通じ、県内製材工場の水平連携体制構築を促進 ●木材利用に係る人材育成 ・中・大規模建築において積極的な木材利用を提案できる建築士の育成 ●輸出の促進 ・中国における木構造設計標準の改正や韓国のヒノキブーム等の好機を生かし、バイヤーを招聘しての商談会や、現地展示会への出展により、優良材の輸出を促進 | 競争力強化の取組数 5取組 (累計) |

⑥森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

| 現状と課題 | 取組手法 | 成果指標 (H35) |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域や学校の実情に応じたきめ細かな対応や、野外体験保育など未就学児にも対象を広げて欲しいとの現場の声 木製遊具等に常時触れ合える場所の設置を求める現場の声 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林環境教育・木育の更なる展開 ・既存施設に森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設を新たに整備し、「みえ森づくりサポートセンター」のサテライトと位置づけ、取組を水平展開 ・これらサテライトにおける指導者養成講座の開催などソフト展開の充実 ・市町や民間事業者による森林環境教育・木育の取組を支援する体制の充実 ・みえ木育ステーション認定制度の創設 | みえ木育ステーション認定数 29箇所 (累計) |

基本方針

現行の指標と実績値

改定に当たっての視点

新たな指標と目標値

多面的機能の発揮

間伐実施面積(累計ha)

| | | |
|--------|-----|---------|
| 平成29年度 | 目標値 | 95,200 |
| | 実績値 | 83,686 |
| 平成37年度 | 目標値 | 140,000 |

未達成

- ◆【見直し】森林資源が利用期を迎えた中、利用可能な生産林について、資源の循環利用を通じた森林管理を促進する一方、環境林を中心に森林環境譲与税(仮称)も活用しつつ、間伐等森林整備を拡大することで公益的機能を持続的に発揮(公益的機能増進森林整備面積)
- ◆【新設】県民の安全・安心確保につなげるため、山地災害危険地区の整備を着実に推進
- ◆【新設】緑の循環を確実なものとするため、新植地の獣害対策を推進
- ◆【新設】森林整備を推進するため、境界明確化を加速

| | 単位 | 現状値(H29) | 目標値(H40) |
|-----------------|--------|---------------|----------|
| 公益的機能増進森林整備面積 | ha(累計) | 1,540 (参考) | 30,300 |
| 山地災害危険地区整備着手地区数 | 地区(累計) | 2,142 | 2,359 |
| 新植地の被害率(獣害) | %(箇所) | 20.3 | 0 |
| 森林境界明確化面積 | ha(累計) | 25,000 | 60,000 |

林業の持続的発展

県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量(千m³)

| | | |
|--------|-----|-----|
| 平成29年度 | 目標値 | 387 |
| | 実績値 | 323 |
| 平成37年度 | 目標値 | 498 |

未達成

- ◆【見直し】県産材素材生産量が伸び悩んでいる実態や、生産量全体を増やすにはA・B・C材のバランス良い需要確保が必須であることも踏まえ、今後需要拡大が見込まれる中・大規模建築等の新たなA材需要を獲得することを前提に、堅調なB・C材需要にも着実に対応した目標として県産材素材生産量を見直し
- ◆【新設】みえ森林・林業アカデミーを中心に林業人材を育成
- ◆【新設】製材工場・合板工場における県産材利用促進

| | 単位 | 現状値(H29) | 目標値(H40) |
|--------------|-----------------|------------|----------|
| 県産材素材生産量 | 千m ³ | 336 | 430 |
| 林業人材育成人数 | 人(累計) | 39 (参考) | 645 |
| 製材・合板需要の県産材率 | % | 46.6 | 60.0 |

森林文化及び
森林環境教育の振興

森林文化・森林環境教育指導者数(人)

| | | |
|--------|-----|-----|
| 平成29年度 | 目標値 | 680 |
| | 実績値 | 688 |
| 平成37年度 | 目標値 | 800 |

達成

- ◆【見直し】地域の様々な主体による森林環境教育・木育を推進するため、地域に密着した指導者を育成
- ◆【新設】森林公園や自然公園施設の整備等を通じて森林文化や自然体験の機会を提供
- ◆【新設】地域の様々な主体による森林環境教育・木育を推進するため、市町による活動支援を促進

同上活動回数(回)

| | | |
|--------|-----|-------|
| 平成29年度 | 目標値 | 2,200 |
| | 実績値 | 2,233 |
| 平成37年度 | 目標値 | 3,000 |

| | 単位 | 現状値(H29) | 目標値(H40) |
|----------------------|------|----------|----------|
| 森林文化・自然体験施設等の利用者数 | 千人 | 1,426 | 1,613 |
| 森林環境教育支援市町数 | 市町 | 8 | 29 |
| 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数 | 人・団体 | 102 | 300 |

県民参画の推進
森林づくりへの

森林づくりへの参加者数(人)

| | | |
|--------|-----|--------|
| 平成29年度 | 目標値 | 32,000 |
| | 実績値 | 33,005 |
| 平成37年度 | 目標値 | 40,000 |

達成

- ◆【見直し】森林ボランティア等団体の活動促進を通じて、これまでと同等に県民参加の森林づくりを推進(森林づくり活動への参加団体数)
- ◆【新設】新たにスタートさせる「木づかい宣言」制度に参画する民間事業者等を増加
- ◆【新設】県の森林施策を積極的にPRし、施策への関心度を向上

| | 単位 | 現状値(H29) | 目標値(H40) |
|----------------------|-------|----------|----------|
| 森林づくり活動への参加団体数 | 団体 | 114 | 124 |
| 新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 | 者(累計) | - | 80 |
| 三重の森林づくりへの関心度 | % | - | 50.0 |

水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。

